

平成20年3月24日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

市町村合併の際における法附則第14条の保険料の特例に係る取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第14条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内に住所を有する被保険者に係る保険料については、平成20年4月1日から起算して6年以内の後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に限り、保険料の特例措置を設けることができることとされているところである。当該特定市町村について、後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に合併が行われた場合の取扱いについては、次によることとしたので、貴管下後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

#### 記

特定市町村が、平成20年4月1日から起算して6年以内の後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間において、他の市町村と合併することにより一の市町村（以下「合併市町村」という。）となった場合については、合併市町村における特定市町村の区域内に住所を有する被保険者について、当初予定していた後期高齢者医療広域連合の条例で定める期間に限り、引き続き、法附則第14条第1項の規定により当該被保険者に課する保険料を算定すること。

なお、当該特定市町村の区域内に住所を有していた者であって法第55条第1項又は第2項に規定する被保険者である者についても、同様の取扱いとすること。